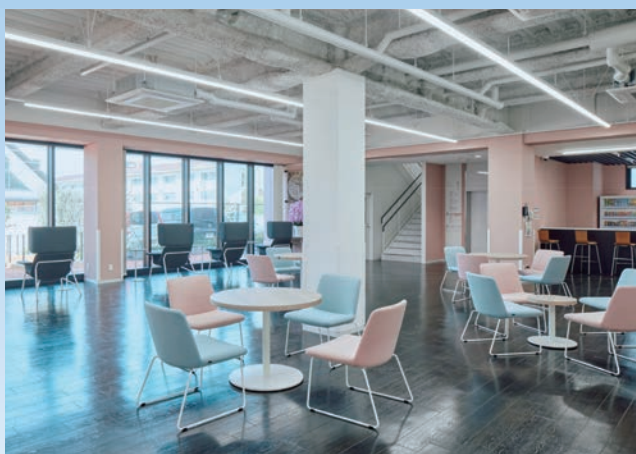


月報私学

2024
7
VOL.319



鹿児島国際大学は、令和5年4月時点で九州の私学で唯一、全学生が保健師と看護師の国家試験受験資格を得られる両教育課程を一体化したカリキュラムによる看護学部を開設しました。そして、今後の社会状況を見据え、人々が住み慣れた地域でより健康的に暮らせるように支援できる質の高い看護職を養成すべく、独自のカリキュラムとICTを活用した最新の学習システムを導入し、教育、研究に取り組んでいます。

写真提供 学校法人津曲学園 鹿児島国際大学（鹿児島県鹿児島市）

CONTENTS

- 「若手研究者奨励金」～2021年度 受賞者の今～ 2
- 令和6年度 私学スタッフセミナーの開催 3
- 経営分析に役立つ！私学情報提供システムのご案内 4
- 2023年度版 自己診断チェックリストをご活用ください 6
- 災害にあったとき 9
- マイナンバーカードと健康保険証の一体化 10
- マイナンバーカードの健康保険証利用促進のお願い／
「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布されました／
年金積立金にかかる業務概況書の公表 11
- 標準報酬月額の時給決定（注意事項） 12
- 私学事業団の直営宿泊施設／私学メンバーズカード 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16



日本私立学校振興・共済事業団

「若手研究者奨励金」～2021年度受賞者の今～

私学事業団では、私立大学の教育・研究の未来を担う人材の育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」を交付しています。本号では、2021年度「戦前期の『職業体験実習（インターン）』に関する一考察」で「若手研究者奨励金」を受賞した、常磐会学園大学国際こども教育学部准教授の井上敏孝先生の現在を紹介しています。

奨励金はどう役に立ちましたか。

奨励金を頂いたことで、掲げた研究テーマのエビデンスとなる史料の閲覧が実現し、研究の推進と充実に役立ちました。さらには研究を遂行する中で、新たな研究課題の創出につながりました。

当時の研究は戦前の日本を始めアジア地域で実施された「職業体験実習（インターン）」の実態と歴史的意義を実証的に解明することでした。そのためには、現在、全国各地の大学に所蔵されている、実習生が執筆した2000冊あまりの「実習報文」の閲覧が必要不可欠でした。しかし、本奨励金を得るまで、研究室を得て間もなかった私は、研究資金が不足していました。

その後、本奨励金を得て「実習報文」の閲覧、分析が可能となったことで研究のスピードが加速し、本研究課題の一端を明らかにすることができました。



井上 敏孝准教授……研究テーマは台湾史・日本近代史・土木史・教科教育学・社会科教育等。たまたでも戦前の台湾を始めとしたアジア地域におけるインフラ建設の歴史と採用された技術の伝播に関する研究を進めている。

さらには、本研究の途上で新たに発見した研究課題を論文として作成し、学術誌に掲載される機会を得ました。

本奨励金の受賞をきっかけに、研究環境等に変化はありましたか。

史料分析や、研究の成果を学会発表、さらには論文として発表するという研究活動の中で、従来の活動では知り得なかった国内外の研究者の方々との交流の機会を頂きました。また、新たなステージでの活動は、自身の研究テーマや分野の幅を広げるきっかけともなりました。その一つとして歴史学の成果を踏まえた教育方法・教員養成研究という新たな分野の研究に着手しました。その成果の一端は、現在の本務校での研究・教育活動に活かしています。また、その成果をまとめた論文を発表し、当該分野の研究会において研究奨励金を頂くことができました。

研究者として成長（ステップアップ）できたことを教えてください。

研究者としてスタートラインに立てたのとは、実感する機会を頂きました。私自身、博士課程修了後は、学校現場や一般企業での勤務と研究に関わるという二足のわらじを履く日々が長

く続いておりました。

しかし、本奨励金を頂き、研究遂行のための力強い支援を頂いたことで、構想していた研究課題を実現することができました。そして、従来の研究の成果と課題に対して、僅かながらも新たな視点を世に問うことができたという経験を通して、自立した研究者の一員として、ほんの少しでも社会的な責任を果たすことにつながったのではと、自信にもつながりました。

奨励金で実施した研究経験が現在の研究につながっている点や、別の研究費補助獲得の基礎となった等の事例があれば教えてください。

本奨励金を頂いた際は「実習報文」を分析し「職業体験実習」の実態等を明らかにすることに主眼を置いていました。

現在は、「実習報文」について、戦前アジア各地の状況を捉える一次史料として新たな価値を見出すとともに、当時の実習プログラム等について比較し、横断的・系統的な分析を進めています。

加えて、以上の研究活動の中で着想を得た研究課題をブラッシュアップし、歴史研究の成果を教育学・教員養成に活かすという研究テーマを掲げ、新たに研究助成を頂く機会を得ました。

研究者としての今後の抱負をお聞かせください。

戦前のアジア地域におけるインフラ建設や、用いられた技術の伝播や技術者の育成をはじめとした、いまだ解明

されていない人的・物的ネットワークの知られざる歴史について体系的に明らかにすることを目指しています。そのために、丹念な史料分析を行うとともに、アジア全域をフィールドに比較分析するとの視点を以て、今後も研究を継続・発展したいと考えています。

本奨励金について、後に続く研究者に伝えたいことはありますか。

研究環境が整わず、地に足の着いた研究を進めることがおぼつかなかった当時の私にとって、ご支援頂いたことは、大いなる励みとなりました。そして研究をすることの魅力が改めてかみしめることができました。研究者としての成長を、強くご支援して頂ける本奨励金制度を通して、今後、多くの方が研究の進展を進められるとともに、研究者として大いなる飛躍をされますことを祈念しています。

ご支援いただいた寄付者の皆様へのメッセージをお願いします。

研究のチャンスを頂いた支援者の皆さまに、改めまして、この場を借り厚く御礼申し上げます。得ることができた研究の蓄積を糧に、今後も研究・教育活動を推進するとともに、当該研究の深化・発展に貢献できることを切に願っています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎ 03(32330)7319・7320

Eメール kifukin@shingaku.go.jp

令和6年度 私学スタッフセミナーの開催

私学経営情報センター 私学情報室

私立大学等の経営に関する課題が複雑化する中、教育研究の質の向上や経営基盤の強化を図るうえで、職員が果たす役割の重要性が増しています。

私学事業団では経営支援の一環として、将来の学校経営を担う学校法人の若手職員を対象とした私学スタッフセミナーを、昨年度に引き続き開催します。

セミナー内容

本セミナーは、2泊3日の合宿形式により大学等の現状や学校法人会計基準、財務分析等についての解説やグループワーク等を実施します。このセミナー全体を通して、参加者の実践的な知識の修得と柔軟な思考力の養成を目指します。

令和6年度は、大阪と仙台の2会場で開催します。

将来の学校経営を担う若手職員育成の一助となる本セミナーを、ぜひご利用ください。

- ◆参加費（宿泊費等を含む） 6万円
- ◆申し込み締切日 7月8日（月）
- ◆申し込み方法 電子窓口を参照

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03（3230）7849・7850
Eメール center@shigaku.go.jp



昨年度のグループワークの様子



昨年度のグループワークの様子



昨年度のグループ発表の様子

日時・場所：①令和6年9月4日（水）～6日（金）大阪ガーデンパレス
②令和6年10月23日（水）～25日（金）仙台ガーデンパレス
※2泊3日の合宿形式

対象：大学・短期大学・高等専門学校職員のうち、令和6年4月1日時点で33歳以下かつ学校法人での経験年数が3年以上の者

定員：各会場24名（申し込みは各法人1名）

＜＜1日目＞＞

時間	内容等
13:00～	開会
13:15～	講演「私立大学等の現状について」
14:10～	講演「学校法人会計基準」
15:05～	講演「財務分析と経営計画」
16:10～	講演「大学で働いているということ」 学校法人京都産業大学 管財部長 井上 朋広氏 (19:30終了)

＜＜2日目＞＞

時間	内容等
8:30～	グループワークⅠ（SWOT分析）
12:50～	グループワークⅡ（中長期計画等の立案）
18:50～	グループワークⅢ（発表準備）（21:00終了）

＜＜3日目＞＞

時間	内容等
8:30～	グループ発表
11:50～	修了証書授与・表彰・閉会（12:30終了）

4.「私学情報提供システム」で取得できるデータ

自法人、自学校のデータのほか、**都道府県別、学部等系統、学生生徒等数（総現員規模、総定員規模）**などを**抽出条件として以下の集計データ（合算値、1法人当たり、1学校当たり等）**を出力することができます。

※ 他の法人や他の学校の個別データを出力することはできません。

取得できるデータ(例)

資金収支計算書、人件費支出内訳表、事業活動収支計算書、貸借対照表、学生生徒等数、納付金、教職員数、教職員給与（大学、短期大学・高等専門学校のみ）、教職員の年齢別平均給与（大学、短期大学・高等専門学校のみ）、各財務比率、活性化分析資料（自法人）など

『今日の私学財政』や各種帳票の閲覧及び出力が可能です！（PDF・CSV形式）

【条件】（合算）

法人番号	学校種別	都道府県	系統（人）	学生生徒等数（現員）	学生生徒等数（定員）	児童・幼児数	合計（人）
大学							

学生・生徒・児童・幼児数（学校）

☆ 年度別人数（大学院は含まない）

可算年度は令和元年度を1年度とし、令和2年度は令和元年度に該当する大学校数である。通算年度は令和2年度。

年度	現員	定員	児童・幼児	合計	現員	定員	児童・幼児	合計
1年（1年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
2年（2年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
3年（3年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
4年（4年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
5年（5年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
6年（6年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
7年（7年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
8年（8年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
9年（9年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
10年（10年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
11年（11年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
12年（12年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
13年（13年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
14年（14年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
15年（15年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
16年（16年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
17年（17年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
18年（18年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
19年（19年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
20年（20年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
21年（21年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
22年（22年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
23年（23年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
24年（24年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
25年（25年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
26年（26年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
27年（27年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
28年（28年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
29年（29年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
30年（30年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
31年（31年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
32年（32年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
33年（33年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
34年（34年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
35年（35年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
36年（36年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
37年（37年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
38年（38年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
39年（39年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
40年（40年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
41年（41年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
42年（42年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
43年（43年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
44年（44年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
45年（45年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
46年（46年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
47年（47年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
48年（48年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
49年（49年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
50年（50年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
51年（51年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
52年（52年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
53年（53年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
54年（54年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
55年（55年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
56年（56年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
57年（57年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
58年（58年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
59年（59年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
60年（60年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
61年（61年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
62年（62年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
63年（63年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
64年（64年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
65年（65年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
66年（66年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
67年（67年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
68年（68年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
69年（69年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
70年（70年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
71年（71年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
72年（72年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
73年（73年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
74年（74年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
75年（75年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
76年（76年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
77年（77年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
78年（78年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
79年（79年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
80年（80年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
81年（81年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
82年（82年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
83年（83年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
84年（84年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
85年（85年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
86年（86年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
87年（87年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
88年（88年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
89年（89年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
90年（90年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
91年（91年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
92年（92年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
93年（93年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
94年（94年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
95年（95年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
96年（96年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
97年（97年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
98年（98年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
99年（99年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
100年（100年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800

☆ 入学生状況（入学停止は含まない）（大学校は含まない）

年度	現員	定員	児童・幼児	合計	現員	定員	児童・幼児	合計
1年（1年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
2年（2年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
3年（3年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
4年（4年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	127,800
5年（5年度）	117,822	125,284	1,888	119,710	125,912	1,888	127,800	12

経営分析に役立つ!

私学情報提供システムのご案内

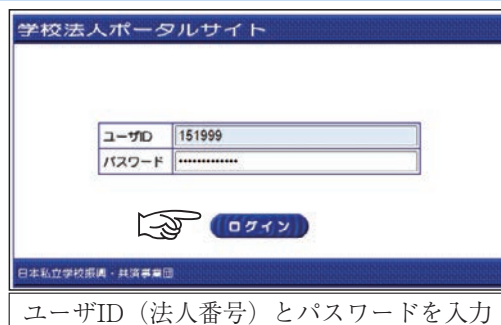
私学事業団では、「学校法人基礎調査」等をはじめとする各種調査で収集した私立学校等の情報を学校法人へ還元するため、大学法人～小学校法人を対象にインターネットによる情報提供サービス（私学情報提供システム）を行っています。

ぜひ、当システムを活用し、学校法人の経営にお役立てください。

1. 私学事業団ホームページより学校法人ポータルサイトへアクセス

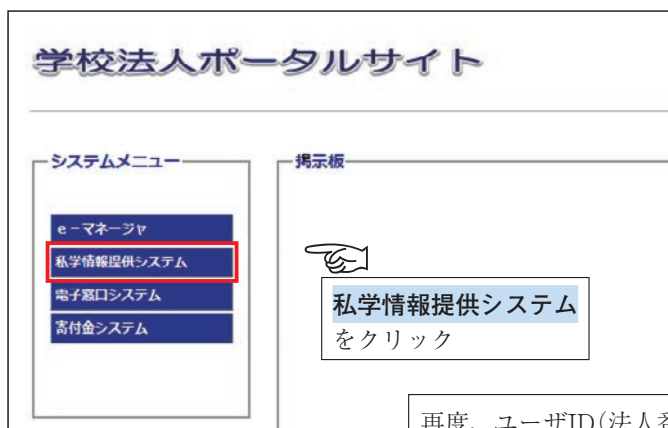


電子証明書をインポートしたパソコンから、私学事業団ホームページ（私学振興事業本部）を表示し、画面右上の **学校法人ポータルサイトへ** をクリック

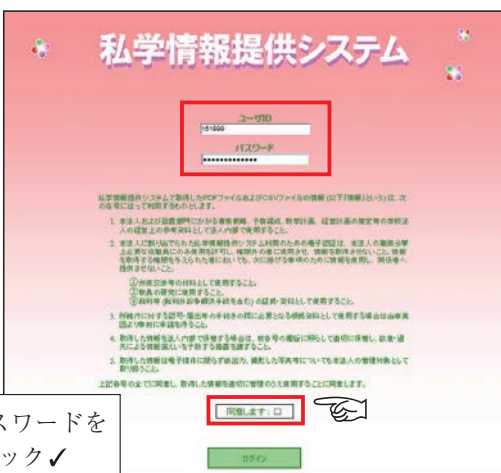


ユーザID（法人番号）とパスワードを入力

2. 利用するシステムを選択

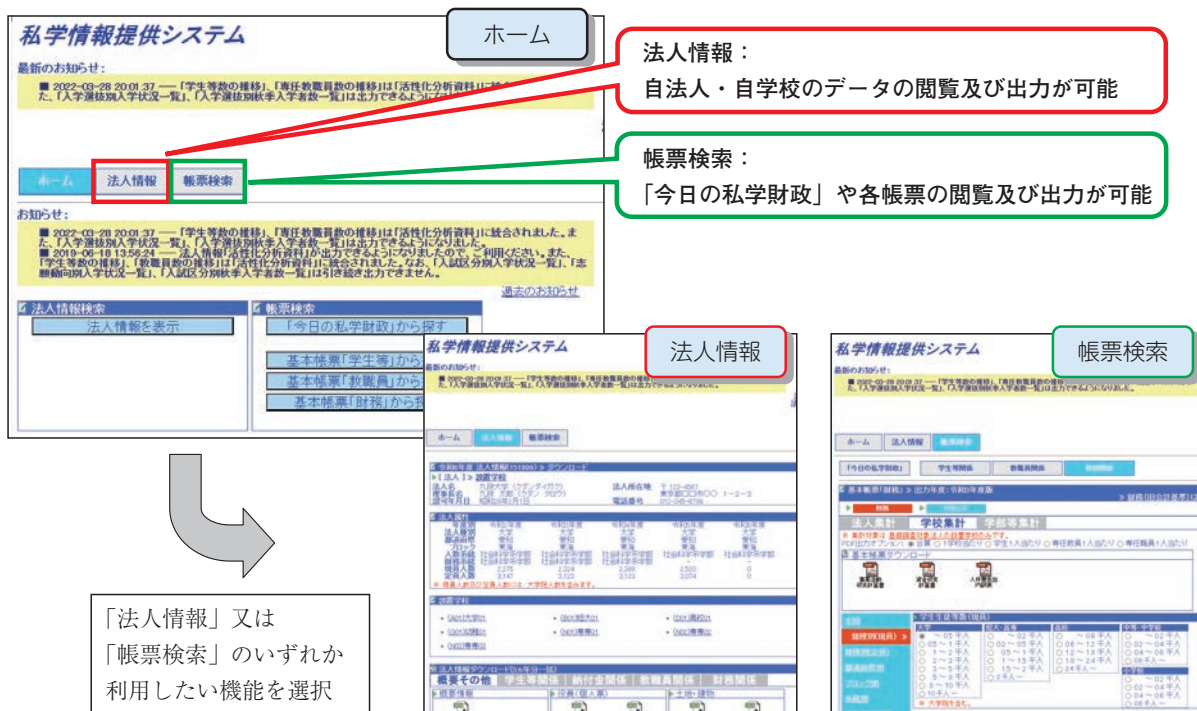


私学情報提供システム
をクリック



再度、ユーザID（法人番号）とパスワードを入力し、「同意します」にチェック✓

3. 「私学情報提供システム」（ホーム）の画面へ移動



2023年度版

自己診断チェックリストをご活用ください

私学経営情報センター 経営支援室

はじめに

「自己診断チェックリスト」は、学校法人が自らの経営上の問題を早期に発見し、自主的な改善努力を行うためのツールです。説明及び参考事例のPDFと入力用のエクセル様式を私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼経営支援・情報提供▼『自己診断チェックリスト』に掲載しています。エクセル様式にデータを入力することで容易に作成することができますので、ダウンロードしてご利用ください。

自己診断チェックリストの構成

本チェックリストは、「大学・短期大学編」と「高等学校編」の2種類があります。各編とも内容は財務比率等の数値データによる定量的なチェックを目的とした「財務比率等に関するチェックリスト」と、法人の組織体制等についての定性的なチェックを行う「管理運営等に関するチェックリスト」の2部構成となっています。

本号では、「高等学校編」を使って紹介します。

財務比率等に関するチェックリスト

◆概要

「財務比率等に関するチェックリスト」は、学校法人全体の状況を「法人全体」で、設置する学校の状況を「学校単位」で、それぞれチェックします。併せてチェックすることにより、収支状況や、収支を構成する要素（人数、単価等）ごとの問題点を把握しやすくなります。法人全体では、表1のとおり、4区分9項目のチェック項目を、学校単位では「事業活動収支状況」、「生徒数関係」、「教職員関係」及び「経費関係」の4区分14項目（大学・短期大学編は15項目）のチェック項目を設定しています。

エクセル様式にある3種類の入力シート（「法人入力シート」・「学校入力シート」及び「目標値入力シート」）の各項目に、過去5か年の決算値や生徒数、教職員数等のデータを入力すると、法人全体、学校単位の数値が算出されます。算出された数値を、チェックリストの各項目の説明文や「参考1（全体）シート」等にある階層区分を基に評価します。

表1 財務比率等に関するチェックリストの項目（高等学校編・法人全体）

チェック項目	チェック内容
I 事業活動収支状況（法人全体）	
1 経常収支差額比率（＊）	収支状況はどうか（損益ベース）
2 人件費比率（＊）	収入に対して人件費のバランスはとれているか
3 補正人件費依存率	
II 資金収支状況	
4 教育活動資金収支差額比率（＊）	収支状況はどうか（キャッシュベース）
III 運用資産の状況	
5 積立率（＊）	安定的に経営を行ううえで保有すべき資産を備えているか
6 運用資産超過額対教育活動資金収支差額比（年）	
7 運用資産対教育活動資金収支差額比（年）	
IV 外部負債状況	
8 流動比率（＊）	短期的な支払い能力はどの程度か
9 外部負債超過額対教育活動資金収支差額比（年）	過大な借入金等の外部負債を抱えていないか

＊はレーダーチャートで使用する項目です。

◆評価の観点

各チェック項目は次の三つの観点から多角的に評価（各項目10点満点）することができま。

絶対評価

チェック項目にある比率ごとの適正値や法人が自ら設定した目標値を基に、達成度を5段階（10点・8点・6点・4点・2点）で評価します。判断基準として適正値を示していますが、法人の財務戦略や都道府県別の平均値等を参考に、法人独自の目標値を設定して評価を行うことで、より精度の高い評価が可能となります。

4年前と比較して、現在の数値が改善したか否かを絶対評価と同じく5段階で評価します。

趨勢評価

全対象法人の中での自法人・学校の位置を、10段階（10・1点）で評価します。

相対評価

どの評価においても、6点以上であれば課題は少ないと判断できますが、より高い評価となるようさらなる改善が求められます。また、評価表（7頁表2）にあるように、趨勢評価はマイナスでも6点となり得るため、詳細な分析が必要になります。

◆総括表・レーダーチャートによる総合評価

総合評価

「財務比率等に関するチェックリスト」には、法人全体、学校単位ごとに、財務比率等を一覧にした総括表があり、法人や学校の状況を一目で把握することができます。また、5項目の注視すべき比率を基にレーダーチャートを活用した総合評価を行います（7頁図参照）。

助成業務



助成業務

助成業務

◆比率表による分析

2参照)を用いて解説します。

で除して算出します。

将来的な財政の不安要素といえます。

る場合は注意が必要です。

2022年度にかけて△0・6ポイント

※比率の計算は小数第二位以下を切り上げています。

【単位】百万円

なので、「 $2.5 \div 2.5$ ポイント増減」の6点、相対評価は、2022年度が $\Delta 3.3\%$ なので「 $\Delta 5.0 \div \Delta 2.7\%$ 」の4点となります。4年前より悪化しており、絶対評価及び相対評価も低いため、財務上に課題のある項目となります。特に、経常収入の伸び率よりも経常支出の伸び率が大きくなっているため、人件費比率や経費支出に関する比率等も併せて分析し、支出超過の状況が常態化している場合には、収支構造の見直しが必要となり、改善すべき収支科目は何か、悪化した原因は何かを、生徒数、教職員数等から分析することによって原因の把握と改善すべき点を明確にしていきます。

このように絶対評価、趨勢評価、相対評価と多角的に見ることにより財務上の課題が浮き彫りになりますので、早期に改善策の検討に取り組むことができます。

管理運営等に関するチェックリスト

「管理運営等に関するチェックリスト」は、法人運営に当たりポイントとなる定性的な項目として、「ガバナンスの確立」、「経営理念と戦略の策定」、「組織運営の円滑化」、「リスク管理体制の構築」、「財務体質の改善」、「学内容の改善」、「生徒への支援」及び「情報の公表と地域貢献」の8区分について、私立学校法の令和元年改正等を踏まえて、53項目を設定しています。

例えば「ガバナンスの確立」では、理事会が最終的な決定機関として機能し、改革推進の中心的役割を果たしているか、また、理事会の一体的な協力体制が維持できているかといった、理事会機能の実質化・実効性が確保されているかなどを確認します(表3参照)。

本チェックリストを、自法人の実情に照らし該当する項目に「○」を付けて評価します。どの項目が当てはまらないのかを確認することで、問題の把握や改善すべき点など、改革の糸口を見つけることが可能です。

また、本チェックリストは理事長をはじめとする経営者を対象に作られたものですが、あえて教職員等に回答してもらうことで問題点を共有し、改善策と一緒に検討することも有効な手段の一つです。

例えば、「組織運営の円滑化」では、「教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている」という項目(設問25)があります。経営者である理事長や理事が十分機能しているとして「○」を付けたとしても、教職員の受け止め方はそうではなく、「○」を付けないかもしれません。この場合、経営者が思っているほど教職員にはそのしきみが浸透していない、あるいは機能していないと思われる可能性があります。

組織運営の円滑化には教職員との良好な関係が築けているかが重要になり

ます。このため、経営者にはこうした意識のギャップを踏まえ、教職員の意欲を向上させるためのしきみ作りが欠かせません。

このように、経営者・教職員等のあらゆる立場の方に回答してもらうことにより、経営者だけでは気付けなかった問題点を浮き彫りにできます。

表3 管理運営等に関するチェックリストの例(高等学校編)

チェック欄	主な項目
1.ガバナンスの確立	1 理事長のリーダーシップのもと理事会が学校法人の最終的な決定機関として機能し、改革推進の中心的役割を果たしている
	2 理事・監事は善管注意義務や損害賠償責任を負うことを十分に理解し、適切な業務執行・監査を行っている
	3 一部の理事に権限が集中することなく、理事会の一体的な協力体制が維持できている
3.組織運営の円滑化	23 教職員に対する研修を計画的・体系的に実施し、その成果を検証して改善を行っている
	24 組織再編やアウトソーシングの活用等により、効率的な職務体制を構築している
	25 教職員からの意見を学校運営に反映させる仕組みを機能させている
	26 人事評価の基準、評価方法、評価結果の活用等について、定期的に見直しと改善を行いながら、人事考課を実施している
	27 全教職員に十分な情報提供と説明を行い、良好な労使関係を構築している

まとめ

自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は、一つの参考例であり、分析に当たっては、自法人の実態に合った要素を加味するとより効果的です。

現在、大きな財務上の問題がなくても、将来的に収支を悪化させる要因が内在している場合がありますので、「財務比率等に関するチェックリスト」で4点以下が付いた項目や、「管理運営等に関するチェックリスト」で「○」が付かなかった項目については、早期に原因や問題点を分析し、法人内での共通理解の下、一体となった経営改善につながるよう、自己診断チェックリストをご活用ください。

また、本事業団では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の提供を行っています。

詳しくは私学事業団ホームページ(助成業務のご案内)経営支援・情報提供「私学経営情報センターが行うサービスのご案内」をご覧ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 経営支援室
☎03(3230)7829〜7831
Eメール shien@shigaku.go.jp

災害にあったとき

災害見舞金・災害見舞金付加金

業務部 短期給付課

加入者(任意継続加入者を含みます)やその被扶養者が水害・震災・火災・その他の非常災害により、住居又は家財に5分の1以上の損害を受けたときは、災害見舞金等が請求できます。

災害見舞金

住居又は家財が3分の1以上焼失又は滅失したとき、損害の程度に応じ標準報酬月額0・5～3か月分の金額

災害見舞金付加金

- ①災害見舞金が支給されるときは、災害見舞金の額の60%に相当する金額
- ②住居又は家財が5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき、標準報酬月額0・5か月分の金額

◆請求に必要な書類

- ①災害見舞金・災害見舞金付加金請求書
 - ②災害状況説明書
 - ③市区町村長、消防署長又は警察署長の証明書(請求書の中に証明欄があります)又は、り災証明書(損害の程度が明記されたもの)
- 請求に当たっては、業務部短期給付課まで連絡してください。被害の状況

を確認後、請求書等を送付します。

◆注意事項

- ・損害を補填することを目的とした給付ではないため、修理等可能なものは損害と見なしません。
- ・対象となる住居の損害は、加入者の所有する住居に限らず、加入者が現に生活の本拠として居住している建造物であれば、借家やアパート、寮、家族の所有する住宅であっても対象となります。
- ・加入者と被扶養者が別居しているときは、被扶養者の住居又は家財も対象です。
- ・災害見舞金付加金の給付が決定した後、災害見舞品のカタログを学校法人等宛てに送付しますので、該当する加入者に渡してください。加入者が品物を選び、同封の「災害見舞品連絡書」(返信ハガキ)により申し込んでください。

◆時効

短期給付を受ける権利は、給付事由が生じた日(災害にあった日)の翌日から起算して2年を経過すると時効により消滅しますので、注意してください。

災害にかかる貸付け

福祉部 貯金・貸付課

加入者(任意継続加入者を除きます)が水害・震災・火災・その他の非常災害を受けたため資金を必要とするときに利用することができます。

注 令和5年7月より、被災の場合の取り扱いが変更となりました。

災害貸付

◆申し込み資格

加入者期間が引き続き1年以上の人

◆貸付額

標準報酬月額の6か月分相当額の範囲内(限度額200万円)

◆貸付利率

被災日の前月初日の預託金利率の区分に対応する利率(年0・25～1・00%の4段階の利率、固定利率)

◆申し込み手続き

「貸付申込書^{DL}」及び「借用証書^{DL}」に、「り災証明書」を添付してください。

◆申込受付期間

被災日から1年以内

特例住宅貸付

被災により住宅の修理等で資金が必要な場合に利用できます。

◆申し込み資格

加入者期間が引き続き5年以上の人

◆貸付額

貸付申し込み時における退職手当の

見込み額に600万円を加えた額(ただし、その額が2000万円を超えるときは2000万円)

◆貸付利率

被災日の前月初日の預託金利率の区分に対応する利率(年0・25～1・26%の6段階の利率、固定利率)

◆申し込み手続き

「貸付申込書^{DL}」の申込事由欄に住宅貸付にかかる申し込み事由及び、朱書きで「災害」と記入し、通常の住宅貸付に必要な書類の他に、「り災証明書」を添付してください。

◆申込受付期間

被災日から3年以内

償還期限の延長(猶予)

災害貸付及び特例住宅貸付の申込者だけではなく、被災した既借受人のすべての貸付けについても、2年間を限度に償還期限の延長(猶予)が可能です。

延長中の利息にかかる貸付利率は災害貸付と同率です。

◆申し込み手続き

・災害貸付及び特例住宅貸付の申込者は、貸付申し込み時に「定期償還期限延長申請書(新規貸付者)^{DL}」を添付してください。

・被災した既借受人は、被災日から5か月以内に「定期償還期限延長承認願(既貸付者)^{DL}」に「り災証明書」を添付して提出してください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化 (加入者証・加入者被扶養者証の廃止)

本誌6月号に引き続き、加入者証・加入者被扶養者証(以下「加入者証等」といいます)の廃止に伴う、私学事業団の取り扱いについてお知らせします。詳細は、6月に送付した通知文及び私学共済ホームページを確認してください。

加入者証・加入者被扶養者証の廃止

企画室・業務部 資格課

◆加入者証等の取り扱い

6年12月2日以降の資格異動処理から、加入者証等は交付しません。

6年12月2日時点で交付済みの加入者証等は、経過措置により7年12月1日まで健康保険証として使用できます。ただし、7年12月1日以前に資格喪失した場合は資格喪失日の前日、被扶養者の取り消しとなった場合は取り消し日の前日まで使用できません。

◆資格確認書

健康保険証利用登録済みのマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」といいます)を持っていない人が医療機関等を受診する際に提示するものです。有効期限は一律11年11月30日までです。

◆資格情報のお知らせ

マイナ保険証を持っている人に対

し、加入者・被扶養者(以下「加入者等」といいます)の資格情報をお知らせするものです。このお知らせで医療機関等を受診することはできません。

なお、有効期限はありませんが、資格喪失や被扶養者の取り消し、氏名変更等をするとき無効になります。

また、国からの通達により、安心してマイナ保険証を使用していただくことを目的として、すべての加入者等に対し6年10月以降一斉交付します。

◆資格確認書又は資格情報のお知らせを交付する契機(6年12月以降)

・新規及び再資格取得、被扶養者認定申請

「資格取得報告書DL(新規・再のみ)」(※)及び「被扶養者認定申請書DL」(※)に「資格確認書の交付希望」欄を新設します。交付希望を「有」にした人には「資格確認書」を、「無」又は無記入の人には「資格情報のお知らせ」を交付します。

・継続資格取得、所属学校等変更、異動報告及び任意継続加入者の申し出

加入者証等を持っている人がこれらの届け出をした場合は、一律「資格情報のお知らせ」を交付します。

異動前の加入者証等は使用できな

くなるため、マイナ保険証を持っていない人は、後述の申請書にて「資格確認書」を申請してください。

なお、「資格確認書」を持っている人が、これらの届け出をした場合は、変更後の内容で「資格確認書」を交付します。

・申請書による交付申請

紛失、汚損による再交付等の際には新用紙「資格確認書・資格情報のお知らせ・高齢受給者証 交付・再交付申請書DL」(※)にて申請してください。

・7年秋頃の資格確認書の一斉交付

7年秋頃の時点でマイナ保険証を持っていない人を本事業団で確認のうえ、対象者に対し一斉に交付します。※新しい様式用紙は、私学共済ホームページに6年11月末掲載予定です。

◆加入者証等、資格確認書及び資格情報のお知らせの回収

・加入者証等

7年12月1日までの間に資格喪失や被扶養者の取り消し、氏名変更等をした場合は回収します。経過措置終了後は無効となりますので、各自で破棄してください。

・資格確認書

有効期限(11年11月30日)内に資格喪失や被扶養者の取り消し、氏名変更等をした場合は回収します。有効期限後は無効となりますので、各自で破棄してください。

自で破棄してください。

・資格情報のお知らせ

回収しません。資格喪失や被扶養者の取り消し、氏名変更等をした場合は無効となりますので、各自で破棄してください。

限度額適用認定証、高齢受給者証の取り扱い

業務部 短期給付課

現行どおり交付します。ただし、マイナ保険証を医療機関等のカードリーダーで読み取り後、これらの証の情報提供に同意した場合、「限度額適用認定証」及び「高齢受給者証」は原則不要です。

6年12月以降、マイナ保険証を持っていない場合は、加入者証等又は「資格確認書」と一緒に「限度額適用認定証」及び「高齢受給者証」を医療機関等へ提示してください。なお、加入者証等の使用は7年12月1日までです。

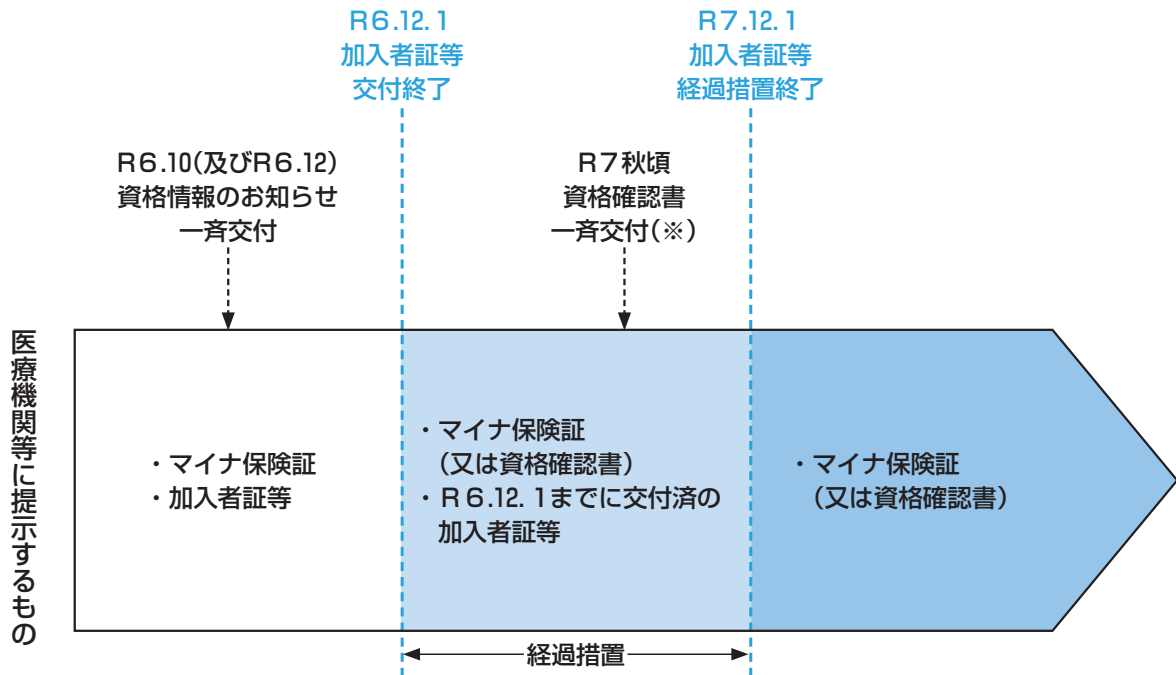
直営宿泊施設及び厚生施設・健康増進宿泊施設等の利用

施設部 管理課・福祉部 保健課

施設利用の際に窓口で提示する書類は、従来の加入者証等のほか、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」も有効となります。なお、加入者証等の使用は7年12月1日までです。

書類は今後変更となる場合がありますので、その際は改めてお知らせします。

【各証の交付時期及び医療機関等に提示するもの】



※ 7年秋頃の資格確認書の一斉交付は、資格確認書未交付かつマイナ保険証未登録者のみ

マイナンバーカードの
健康保険証利用促進のお願い

企画室

加入者証等の廃止に伴い、医療機関等にかかる際は、健康保険証利用登録済のマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます）の提示が基本となります。

マイナ保険証を利用することで、従来必要であった手続きの簡素化・省略ができます。

◆マイナ保険証を利用する利点

- ① 正確なデータに基づく診療・薬の処方を受けられます。
- ② 窓口での限度額以上の医療費の一時支払いが不要になります。
- ③ 特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。
- ④ マイナポータルからe-TAXに連携し、確定申告が簡単になります。
- ⑤ 健康保険証として転職などをしてもずっと使えます。

また、私学事業団は、令和6年11月末までにマイナ保険証での受診率を50%（6年4月時点の受診率は6・92%）に引き上げることを求められているため、マイナンバーカードの取得、健康保険証利用登録及びマイナ保険証での受診に、より一層のご協力をお願いします。

「子ども・子育て支援法等の一部を
改正する法律」が公布されました

企画室

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が6年6月12日に公布されました。

本誌6月号でお知らせしたとおり、改正内容の一つである子ども・子育て支援金制度の創設により、私学事業団をはじめとする医療保険者は、支援金を納付する義務を負うこととされています。そのため、8年4月から、短期給付掛金に当該支援納付金にかかる掛金を合わせて徴収する見込みです。

詳細が決まり次第、改めて広報誌等でお知らせします。

年金積立金にかかる
業務概況書の公表

資産運用部

令和5年度の運用状況（厚生年金保険給付積立金・経過的長期給付積立金・退職等年金給付積立金）を、7月5日に私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内▼情報公開▼年金資産の運用）で公表します。

詳細は、本誌9月号に掲載する予定です。

基礎届書の提出はお済みですか？

標準報酬月額額の定時決定（注意事項）

業務部 資格課

6月中旬に学校法人等に送付した「標準報酬基礎届書DL」（以下「基礎届書」といいます）について、問い合わせの多い内容や記入上の注意点を告知させていただきます。

資格事項に異動があったとき

①資格喪失したとき

「基礎届書」には、令和6年5月31日以前に資格取得し、6月1日現在で確認している加入者が記載しています。記載されている加入者が資格喪失済みのときは、該当する項目「6 退職者」を○で囲んで資格喪失日を記入し、該当者を二重線で抹消してください。なお、「資格喪失報告書DL」が未提出の場合は至急提出してください。

②遡って資格取得をしたとき

5月31日以前に遡って資格取得をした加入者については、別途「基礎届書」を送付します。先に届いた「基礎届書」には追記しないでください。

③遡って所属学校を変更したとき

5月31日以前に遡って所属学校の変更をしたときは、前任校の加入者番号でも内容を確認できるため、改めて後任校に「基礎届書」は送付しません。そのまま前任校から提出してください。

遡ってベース改定（ベースアップ等）をしたとき

①6月までに差額を支給したとき

改定後の報酬を報告してください。

②7月以降に差額を支給するとき

改定前の報酬を報告してください。

年平均額による保険者決定（定時決定）を希望するとき

①通常の手続き

報酬月額及び平均額をすべて記入したうえで、該当する項目「5 年平均希望者」を○で囲んでください。また、添付書類として「申立書」及び「同意書」を必ず提出してください。

なお、「基礎届書」のみ提出した場合は、通常の定時決定として、報告された4月～6月の平均額で決定します。

②7月改定に該当する場合の手続き

4月から固定的給与の変動等があり、随時改定（7月改定）に該当する場合は、随時改定が優先されるため、年平均額による保険者決定は不該当となります。この場合は、「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

ただし、7月改定に該当する人で、年平均額による随時改定を希望し、当該方法で算出した結果、年間平均額が現在確認されている等級と同等級又は

下回ることから当該改定を行わない人がいます。

この場合は、定時決定において、年平均額による保険者決定として「基礎届書」を提出する必要があります。申し出の際は、「基礎届書」と一緒に提出する「同意書」の備考欄に「7月改定において年平均による保険者決定を希望したが、算出結果が従前と同等級の（又は下回る）ため、随時改定不該当」と記入してください。

「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するとき

①報酬月額の記載誤りが判明したとき

誤って記入した加入者分のみ「基礎届書」を作成し、訂正理由を記入した文書（任意の書式）を添えて8月9日（金）【必着】までに再提出してください。

用紙は私学共済ホームページ（様式用紙等ダウンロード）から白紙の「基礎届書」を印刷し、上部の余白に「訂正分」と朱書きして使用してください。

②①の期限（8月9日）後に報酬月額の記載誤りが判明したとき

「報酬月額訂正申出書DL」を提出してください。

注 電子媒体で報告した「基礎届書」の報酬訂正も前述の①②のとおり、手続きを行ってください。電子媒体での再提出はしないでください。

その他の注意事項

①「基礎届書」の提出期限は、7月10

日（水）です。未提出の場合は、至急提出してください。

提出方法等の詳細は、通知文や私学共済ホームページ（お知らせ一覧）を参照してください。

②固定的給与に変動があり、標準報酬月額が2等級以上増減したときは、別途「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

③7月の随時改定として届け出たが改定不該当であった場合や、7月改定の取り消しをした場合は、改めて「基礎届書」の提出が必要となります。

この場合は前述の「基礎届書」の提出後に報酬月額を訂正するときと同様に手続きを行ってください。

④「基礎届書」の印字内容に誤りがあったも、訂正しないでください。氏名等の訂正が必要な場合は「加入者異動報告書DL」を提出してください。

⑤75歳以上の在職者も年金の在職支給額の計算に標準報酬月額が必要となるため「基礎届書」の提出は必要です。

確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定した標準報酬月額にかかる確認通知書は、9月中旬に送付します。この標準報酬月額は、9月分掛金等から適用されます。

確認通知書は、学校法人等用と加入者用があります。加入者用は必ず加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

私学事業団の直営宿泊施設

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただけます

私学事業団の全国16か所の宿泊施設（ガーデンパレス8か所、宿泊所・保養所8か所）は、宿泊や会食（慶事や法宴など）をはじめとするプライベートでのご利用はもちろん、宴会会室を利用した学校行事など、多目的にご利用いただけます。

詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会 会…会議

札幌ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎ 011 (261) 5311 (代表) https://www.hotelgp-sapporo.com/	
仙台ガーデンパレス	宿 宴 会
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎ 022 (299) 6211 (代表) https://www.hotelgp-sendai.com/	
東京ガーデンパレス	宿 宴 会
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03 (3813) 6211 (代表) https://www.hotelgp-tokyo.com/	
名古屋ガーデンパレス	宿 宴 会
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎ 052 (957) 1022 (代表) https://www.hotelgp-nagoya.com/	
京都ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地 ☎ 075 (411) 0111 (代表) https://www.hotelgp-kyoto.com/	
大阪ガーデンパレス	宿 婚 宴 会
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎ 06 (6396) 6211 (代表) https://www.hotelgp-osaka.com/	
広島ガーデンパレス	宿 宴 会
〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎ 082 (262) 1122 (代表) https://www.hotelgp-hiroshima.com/	
福岡ガーデンパレス	宿 宴 会
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎ 092 (713) 1112 (代表) https://www.hotelgp-fukuoka.com/	

湯河原「敷島館」(しきしまかん)	宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎ 0465 (63) 3755	
箱根「対岳荘」(たいがくそう)	宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎ 0460 (82) 2094	
鎌倉「あじさい荘」	宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎ 0467 (22) 3506	
葉山「相洋閣」(そうようかく)	宿 宴 会
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎ 046 (875) 7300	
金沢「兼六荘」(けんろくそう)	宿 宴 会
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎ 076 (232) 1239 https://www.kenrokusou.com/	
志賀高原「やまゆり荘」	宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂7148 ☎ 0269 (34) 2102	
軽井沢「すずかる荘」	宿 会
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎ 0267 (45) 7311	
京都「白河院」(しらかわいん)	宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎ 075 (761) 0201	

GP HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
ガーデンパレスグループ
(<https://www.hotelgp.jp/>)



宿泊所・保養所のホームページは以下からご覧ください。

しがくのやど

検索

(<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>)



注 宿泊予約等については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶しがくのやど〕を利用してください。

年会費初年度無料 年間30万円(税込)以上ショッピングご利用で、翌年度も無料

直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカード

私学メンバーズカード受付中

退職後も生涯利用可能

海外・国内旅行傷害保険最高5,000万円付

空港ラウンジ無料利用可

Apple Pay、Google Pay™にも対応!

年会費 ●本会員:3,300円(税込) ●家族会員:無料

お申込み対象 ●本会員:私学共済の加入者(任意継続加入者も含みます)、年金受給者 ●家族会員:本会員の配偶者

※Apple Payを利用するにはiOS 10.1以降が必要です。Apple Payに対応しているデバイスについては<https://support.apple.com/ja-jp/HT208531>をご覧ください。※Apple, Apple Pay, iPhoneは米国および他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。※iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスのもとでご利用されています。※Google Payは、おサイフケータイアプリ(6.1.5以上)対応かつAndroid5.0以上のデバイスでご利用できます。※「おサイフケータイ」は、株式会社NTTドコモの登録商標です。※Android, Google Payは、Google LLCの商標です。

お申込み・
詳しくは

私学メンバーズカード

検索

<https://www.resonacard.co.jp/shigakucard/>



お問合せ先

リソナカードインフォメーションセンター 私学メンバーズカード事務局
☎0120-559-197 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休み)
※番号をお確かめのうえ、お間違いないようおかけください。



※お申込みはJCB/Visa/Mastercardのうち、いずれか1つとなります。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は、標準報酬月額が28万円以上の場合3割負担となります。ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額適用の条件に該当する場合は、申請により2割負担となります(令和7年8月末日まで有効)。

6月1日現在、申請により2割負担となっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月中旬に学校法人等宛てに送付しました。

引き続き該当する場合は、令和5年分の収入額が確認できる「令和6年度課税証明書」を必ず添付し、7月22日(月)【必着】までに提出してください。新たな高齢受給者証の発効日は9月1日となります。

なお、高齢受給者基準収入額適用の条件に該当しない場合は、提出の必要はありません。

【業務部 短期給付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

令和6年1月～6月に学校法人等を通して送金した短期給付金等の記録をまとめたお知らせを、7月下旬に加入者の住所宛てに送付します。

加入者の住所は、学校法人等を通して私学事業団に届け出を行うことになっています。例年、宛て先不明等により返戻されることが多いため、加入者の住所に変更等があった場合は、「加入者異動報告書DL」により届け出をしてください。

【業務部 短期給付課】

共済定期保険の配当金を送金しました

令和5年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、5年10月1日現在加入している加入者又は学校法人等に対する配当金を、6月26日(水)に保険料振替口座に送金しました。

配当率は、家族年金コース、学校加入コースが40.65%、医療保障コースが48.43%です。

【福祉部 貯金・貸付課】

加入者向広報「レター」夏号の掲載及び「事務の手引 令和6年版」を発行しました

●「レター」デジタル版 夏号の掲載

私学共済制度の内容や手続きなどをお知らせすることができますので、加入者へご案内ください。

私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▶刊行物▶加入者向けの刊行物▶加入者向広報「共済だよりレター」に掲載しています。

●「事務の手引 令和6年版」発行

7月上旬に学校法人等宛てに発送します。

私学共済の事務を行うための手引書で、手続き方法や給付内容を解説した冊子です。

【広報相談センター 広報班】

貸付けの申込締め切り日に注意してください

8月2日(金)送金分は7月12日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日曜日又は休日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

7月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金等 5月調定納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 6月分定期償還期限
10日(水)	資格「標準報酬基礎届書」提出期限 貯金 払込期限(必着)
12日(金)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	短期「高齢受給者基準収入額適用申請書」提出期限 貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申し出締め切り
29日(月)	掛金等 6月調定口座振替(自振校のみ) 貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	掛金等 6月調定納期限 貸付 8月22日送金申し込み締め切り

8月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 7月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

委員就退任のお知らせ

◆共済運営委員会委員

令和6年5月31日付

退任 青井 静 男
戸谷 泰之

令和6年6月1日付

新任 齋地 彩
加倉井 祐介

「月報私学」の回覧にご協力ください

「月報私学」は、学校法人等宛てに送付しています。

限られた部数の送付となりますので、本誌を広くご活用いただくためにも、法人等内での各部署への回覧にご協力くださるようお願いいたします。

また、私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕にも掲載していますのでご活用ください。



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査（教育情報調査） 提出のお願い

●提出期限 7月31日（水）

○調査票：教育情報（調査票区分【910】）

○対象法人：大学・短期大学・高等専門学校法人

提出期限までに内容をご確認いただき、**修正の有無にかかわらず、必ず「全データ更新提出」**をお願いします（「概要・納付金データ更新提出」ではありませんのでご注意ください）。

提出方法については、令和6年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』（教育情報調査【910】）の43～51頁を参照してください。

※システムメンテナンス等によりe-マネージャを休止する場合は、別途学校法人ポータルサイトにてお知らせします。

●「認証評価」の記載事項追加のお願い

大学ポートレートの「認証評価」項目について、昨年度より、記載事項の追加及びリンク先の統一を行っています。

追加事項ならびに入力方法については、令和6年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』（教育情報調査【910】）の2頁、85頁をご参照ください。ご理解ご協力をお願いいたします。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7852～7854

Eメール portrait@shigaku.go.jp

学校法人基礎調査（都道府県知事所轄 学校法人）提出のお願い

●高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人の皆様へ

・提出内容：すべての調査票、計算書類(写)、独立監査人の監査報告書(写)、収益事業の計算書類(写)

・提出期限：7月31日（水）

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

令和6年度助成部相談会・説明会の 開催について

以下の日程で助成部（補助金課、寄付金課、修学支援課）相談会・説明会を開催いたします。

詳細は、6月18日付「令和6年度助成部相談会・説明会の実施について（ご案内）」にて電子窓口に掲載していますので、ご確認ください。

・札幌：相談会 9月4・5日
説明会 9月4日 13時30分～

・東京：相談会 8月5～7日
説明会 8月5日 13時30分～
8月6日 10時～、13時30分～

・大阪：相談会 9月9～11日
説明会 9月10・11日 10時～

・福岡：相談会 8月27・28日
説明会 8月27日 13時30分～

【助成部 補助金課】

☎03(3230)7295・7296

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから
宿泊予約ができます。



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
広島カーテンパレス

〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 ☎082(262)1122(代表)
JR「広島」駅新幹線口(北口)から徒歩5分 <https://www.hotelgp-hiroshima.com/>

1泊朝食(お弁当)付きプラン

シングルルーム(1名1室/1名様) 8,300円～
ツインルーム(2名1室/1名様) 8,000円～

取扱期間: 通年

- ・朝食はお弁当スタイルです。宿泊室やイートインスペースでお召し上がりください。
- ・宿泊予約のキャンセルや変更は三日前までに連絡してください。



スタンダードツインルーム

京 都 しら かわ いん 院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
JR「京都」駅南口バスターミナルA-1 番乗り場、阪急「京都河原町」駅・京阪「三条」駅から市バス5号系統「銀閣寺・岩倉」行きバスで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前

本格京会席コース

宿泊プランは、夕食のグレードにより3種類用意しました。
和の趣きあふれる白河院の雅な京会席で、夏の味覚をお楽しみください。

1泊2食(1名様) 14,000円・15,100円・16,300円

取扱期間: 通年(年末年始・繁忙期を除きます)

- ・夕食の内容により料金が異なります。
- ・京都市宿泊税200円を含みます。



京会席(夕食イメージ)

融資事業のご案内

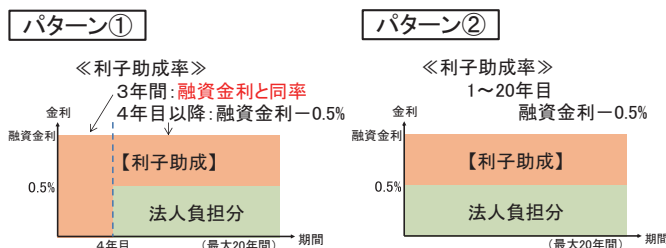
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- ※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利(令和6年6月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 2.10	年% 1.70	年% 1.10	年% 1.00
寄宿舎などの建築・用地取得	2.20	1.80	1.20	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.10	(5.5年以内) 0.80

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp